刈谷市では、契約金額３００万円以上の建設工事及び工事関係委託については、下記のいずれかの契約保証又は、免除の要件が必要になります。契約保証に係る経費については諸経費に含みます。

≪契約保証≫

・契約金額の１００分の１０以上の契約保証金

・公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第４項に規定する保証事業会社の保証

≪免除の要件≫

・保証会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

・保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第 100 条の３第２号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

契約保証事務フロー

開札　・・・契約検査課

↓

落札決定　・・・契約検査課

↓

あいち電子・申請システムにて提出　・・・落札業者

（落札決定より３日以内）

↓

契約締結依頼　・・・工事担当課

↓

契約書作成、契約締結　・・・契約検査課

↓

契約保証を契約日より２週間以内に提出　・・・落札業者

≪保証証書等の場合≫

契約保証証書等を工事担当課へ提出

電子保証の場合、保証事業会社等より発行された認証キー等、保証証書等を確認する手段が記載されたデータを工事担当課へ電子メールにて提出

≪契約保証金の場合≫

契約検査課が発行する納付書にて払込み

↓

完了後、契約検査課に合格通知書の写しを提出　・・・工事担当課

↓

契約保証金の払出し　・・・契約検査課

年　　月　　日

契約保証方法届出書

刈　谷　市　長　　様

住所

氏名

開札日　　年　　月　　日

工事名

路線等の名称

工事場所

上記工事に係る契約保証の方法は、次のとおり（番号に○印を付したもの）です。
契約日より２週間以内に提出します。

契約保証

1. 契約金額の１００分の１０以上の契約保証金
2. 公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第４項に規定する保証事業会社の保証

免除の要件

3. 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
4. 保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第 100 条の３第２号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。